

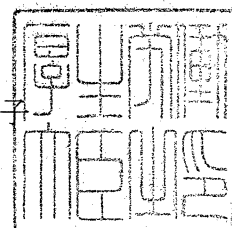
厚生労働省発能1026第2号

平成23年10月26日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 キャリア形成促進助成金の改正

訓練等支援給付金の助成対象となる有期実習型訓練の実施期間について、三箇月の訓練を可能とするものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。